

一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程

[保C-0200-2]

高圧ガス保安協会

文書履歴

一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程 [保C-0200]

改訂コード	施行年月日	改訂等の内容	管理責任者	主管課長
-0	2002.3.1	制定	—	—
-1	2016.12.20	通達改正に伴う改正	岸川	小山田
-1	2021.8.31	押印見直しに伴う改正	大野	名倉
-2	2022.4.1	2022.4.1 協会組織の変更に伴い組織名称を変更（高圧ガス部→保安技術部門）	宮下	名倉

備考 1. 「管理責任者」及び「主管課長」欄は、最新の改訂等に係る場合にあっては押印、それ以外の場合にあっては氏名の記載とする。
 2. 見直し又は廃止の場合にあっては、「施行年月日」欄にその実施日を記入し、「改訂コード」欄は空欄とする。

一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程

[保C-0200-1]

1 目的

この規程は、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20121204 商局第6号）」、「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第3号）」、「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20121204 商局第7号）」及び「冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第2号）」（以下総称して「通達」という。）に基づく一般詳細基準審査に係る実施方法等を定め、審査を適切かつ円滑に実施することを目的とする。

2 定義

この規程において使用する用語は、通達において使用する用語の例による。

3 申請

申請は、次に掲げるところによる。

- (1) 一般詳細基準の審査に係る申請は、一般詳細基準の作成者が行うものとする。
- (2) 一般詳細基準審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1の一般詳細基準審査申請書に次の事項を記載した資料を添えて、一般詳細基準審査申請書に記載の同意事項に同意の上、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）保安技術部門に提出するものとする。
 - ① 一般詳細基準の作成者の概要
 - ② 例示基準を改正したい理由又は例示基準として追加したい理由
 - ③ 一般詳細基準の内容及びその根拠等についての説明
 - ④ 一般詳細基準が申請者の設置した委員会（以下「作成委員会」という。）において作成された場合にあっては、作成委員会の運営等について定めた規定類

4 手数料の納付

申請者は、協会が別に定める手数料を、申請時に協会が指定する金融機関の指定口座に振り込むこととする。なお、協会は、正当な理由がある場合を除き、受納した手数料は返金しない。

5 審査

高圧ガス保安基準検討委員会及び冷凍保安基準検討委員会（以下総称して「検討委員会」という。）における審査は、次に掲げるところによる。

- (1) 協会会長は、3に基づく申請に係る一般詳細基準又は協会規格委員会が作成した一般詳細基準

について、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）に係る一般詳細基準（以下「一般則適用一般詳細基準」という。）、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）に係る一般詳細基準（以下「液石則適用一般詳細基準」という。）及びコンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）に係る一般詳細基準（以下「コンビ則適用一般詳細基準」という。）にあっては別に定める「高圧ガス保安基準検討委員会規程」に基づき設置する高圧ガス保安基準検討委員会に、冷凍保安規則（以下「冷凍則」という。）に係る一般詳細基準（以下「冷凍則適用一般詳細基準」という。）にあっては別に定める「冷凍保安基準検討委員会規程」に基づき設置する冷凍保安基準検討委員会に諮る。

- (2) 高圧ガス保安基準検討委員会の運営は高圧ガス保安基準検討委員会規程に、又冷凍保安基準検討委員会の運営は冷凍保安基準検討委員会規程による。
- (3) 検討委員会は、申請された一般詳細基準の審査の結果を協会会長に報告する。
- (4) 検討委員会は、過去に審査を行い例示基準となっている一般詳細基準及び8により公開されている一般詳細基準審査結果通知書に係る一般詳細基準の見直しを当該一般詳細基準の作成者に要請することができる。

6 審査の基準

審査の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 一般詳細基準は、一般則適用一般詳細基準にあっては一般則に規定された機能性基準に、液石則適用一般詳細基準にあっては液石則に規定された機能性基準に、コンビ則適用一般詳細基準にあってはコンビ則に規定された機能性基準に、冷凍則適用一般詳細基準にあっては冷凍則に規定された機能性基準に、それぞれ適合すること。
- (2) 一般詳細基準は、適切な表記、構成等に基づいていること。

7 審査結果の通知

協会会長は、3に基づく申請に係る一般詳細基準について、検討委員会の報告を受けた後、当該一般詳細基準が一般則、液石則、コンビ則又は冷凍則に規定された機能性基準に適合するものであるかどうかについて、様式2の一般詳細基準審査結果通知書により申請者に通知する。

8 一般詳細基準審査結果通知書の公開

協会は、5により審査された一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、一般則、液石則、コンビ則又は冷凍則に規定された機能性基準に適合すると認めるときは、3に基づく申請に係るものにあっては申請者の求めに応じ様式2の一般詳細基準審査結果通知書を、協会規格委員会が作成したものにあっては様式3の一般詳細基準結果通知書を協会ウェブサイトで公開するものとする。

9 経済産業省への報告

協会は、5により審査された一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、一般則、液石則、

コンビ則又は冷凍則に規定された機能性基準に適合すると認めるときは、その旨経済産業省に報告する。

10 資料の公開

協会は、審査の透明性を確保するために、検討委員会における審査に係る資料を公開することができるものとする。

附則 この規程は、平成14年3月1日から実施する。

附則 この規程は、平成28年12月20日から実施する。

附則 この規程は、令和3年8月31日から実施する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から実施する。

様式 1

一般詳細基準審査申請書

番 号
年 月 日

高压ガス保安協会会長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者

{ 一般高压ガス保安規則
液化石油ガス保安規則
コンビナート等保安規則
冷凍保安規則 } ※

に係る一般詳細基準について、下記の事項に同意の上、審査を【受け、当該一般詳細基準に係る一般詳細基準審査結果通知書を公開願いたいので】『受けたいので』申請します。

一般詳細基準 の作成者	名 称	
所 在 地		
{ 一般高压ガス保安規則 液化石油ガス保安規則 コンビナート等保安規則 冷凍保安規則 } ※ の関係条項		
一般 詳細 基 準 の 題 名		
一般 詳 細 基 準 の 作 成 日	年 月 日	
一般 詳 細 基 準 の 内 容		

記

- 通達に従い、本申請に係る一般詳細基準審査の結果が経済産業省に報告され、これを踏まえ、経済産業省が例示基準を改正又は追加した場合、当該例示基準が第三者により申請等に使用されること。
 - 【 】本申請に係る一般詳細基準審査結果通知書が、一般高压ガス保安規則等四規則基準審査規程に定める手順に従って公開されること。
 - 本申請に係る一般詳細基準審査結果通知書が公開された場合、通達に従い当該一般詳細基準審査結果通知書及び当該一般詳細基準が第三者により申請等に使用されること。
 - 本申請に係る一般詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあっては、箇条1. から箇条3. までについて、申請者と当該第三者とで合意していること。
 - 本申請を行うこと及び箇条1. から箇条3. までにより生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。】
- 〔2. 本申請に係る一般詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあっては、箇条1. について、申請者と当該第三者とで合意していること。
- 本申請を行うこと及び箇条1. により生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。〕

以上

備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付する。
- 日本語以外の資料を添付する場合にあっては、当該資料の和訳を添えること。
- *については適用規則を○印で囲うこと。

5. 【 】は一般詳細基準審査結果通知書の公開を求める場合、『 』は一般詳細基準審査結果通知書の公開を求めない場合に適用する。

様式2

高保業第 号
年 月 日
殿
高圧ガス保安協会
会長

一般詳細基準審査結果通知書

年 月 日付け番号 をもって申請のありました件については、
 「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20121204 商局第6号）」
 「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第3号）」
 「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20121204 商局第7号）」
 「冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第2号）」

に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達4. の一般に広く活用することができるものとして当該保安規則に規定する機能性基準に適合するもので〔あると認められ〕〔はないと結論に至り〕ましたので通知します。

(1) なお、本書面は、高圧ガス保安協会のウェブサイトで公開されます。

記

一般詳細基準 の作成者	名 称	
	所 在 地	
一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則 コンビナート等保安規則 冷凍保安規則	※	
の関係条項		
一般詳細基準の題名		
一般詳細基準の作成日	年 月 日	
{理由}		

備考 1. [] 内は適切な場合、{ } 内は不適切な場合に適用する。

2. ※については該当規則とする。

3. ⁽¹⁾ は、申請者が一般詳細基準審査結果通知書の公開を希望し、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、該当規則に規定された機能性基準に適合する場合に適用する。

様式 3

高保業第 号
年 月 日

高圧ガス保安協会
会長

一般詳細基準審査結果通知書

「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20121204 商局第6号）」
 「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第3号）」
 「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20121204 商局第7号）」
 「冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第2号）」

に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達4. の一般に広く活用することができるものとして当該保安規則に規定する機能性基準に適合するものであると認められましたので通知します。

なお、本書面は、高圧ガス保安協会ウェブサイトで公開されます。

記

一般詳細基準 の作成者	名 称	
の作成者	所 在 地	
一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則 コンビナート等保安規則 冷凍保安規則	※	
の関係条項		
一般詳細基準の題名		
一般詳細基準の作成日	年 月 日	

備考 1. ※については該当規則とする。